

特記仕様書

- 1 件 名：地下燃料タンク漏洩点検
- 2 履行場所：航空自衛隊府中基地（東京都府中市浅間町1-5-5）
- 3 履行期限：令和6年12月27日
- 4 概 要：本役務は、航空自衛隊府中基地内に設置されている地下燃料タンク漏洩点検を行うものである

5 一般共通事項

(1) 一般事項

本役務は、本仕様書及び図面に記載された事項のほか、次項に従い、遺漏なく実施するものとする。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

- ア 公共建築（改修）工事標準仕様書
- イ 土木工事共通仕様書
- ウ 防衛施設共通仕様書
- エ その他関係法令

(2) 基地内態様

- ア 基地への入出門時間は、平日8時15分から17時00分とし、これを超える時間のほか、休養日及び休日における入出門は、監督官と協議するものとする。
- イ 統制事項及び書類手続きは、監督官の指示によるものとする。
- ウ 指定場所以外での喫煙は厳禁とする。
- エ 基地機能運用上の理由により不測の事態が発生した場合、監督官の指示に従わなければならない。

(3) 現場管理

ア 安全管理

(ア) 請負者は現場代理人を指定し、原則常駐させるものとし、関係法令に従って現場管理を行い災害及び事故防止に努めるものとする。

(イ) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり労働安全衛生法その他関係法令に従ってこれを行うものとする。

イ 災害時等の対処

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官へ報告するものとする。

ウ 火気使用等

関係者以外不許複製

航空自衛隊府中基地		件 名		地下燃料タンク漏洩点検	
隊 長	小隊長	企画係長	班 長	担当者	作 成 日
					令和6年4月15日

(ア) 火気（裸火及び電熱器具等）を伴う器材を使用する場合は、あらかじめ監督官の確認を受けたうえで使用するものとし、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備等を設ける等の火災防止措置を講ずるものとする。

(イ) 履行場所が基地内の場合は、府中基地規則に定める火気使用申請を行い、火気使用許可証の受領後に使用できるものとし、火気使用場所の見やすい位置に表示する。  
また、内燃機関の屋内使用を禁ずるものとする。

#### エ 立入制限

役務に関係のない場所への立入り及び撮影は厳禁とする。その他、立入りに関する手続きは監督官の指示によるものとする。

#### オ 養生、清掃及び後片付け

請負者は、履行現場には適切な方法で養生するものとし、役務の完了に際しては、当該役務に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

#### カ 軽微な変更

請負者は、役務に際し、位置又は工法に軽微な変更が生じる場合、それによる数量の増減等の変更を監督官と協議し、監督官の指示に従わなければならない。この場合の請負金額及び履行期限については、変更しない。

#### キ 疑義

請負者は、仕様書等の内容に不明な点がある場合や明示のない場合又は疑いが生じた場合、すべて監督官と協議しなければならない。その際、技術上当然履行すべき事項は請負者の責任において行うものとする。

#### ク 工程表

(ア) 請負者は、履行に先立ち工程内容を監督官と協議の上、工程表を作成し、監督官に提出しなければならない。

(イ) 請負者は、工程内容に変更が生じ、その内容が重要な場合には、監督官と協議の上、工程表を変更し、速やかに提出しなければならない。

#### ケ 材料

(ア) 材料の搬入に先立ち、材料搬入計画書を搬入前日までに監督官に提出するものとする。

(イ) 材料は、あらかじめ監督官の承諾を受けたうえで調達するものとし、監督官による材料検査に合格した後使用のものとする。また、カタログ、品質規格証明書又は試験成績証明書等がある場合は提出するものとする。

(ウ) 請負者は、グリーン購入法に基づき、積極的に判断基準を満たす材料を調達するものとし、当該品を使用する場合は、材料搬入計画書により通知するものとする。

(エ) 仕様書に記載された材料のうち同等品を使用する場合は、同等以上であることの証明を事前に監督官に提出又は提示し、承認を得るものとする。

(オ) 受注後に製作する物（規格品を除く。）については、承認図を提出するものとする。

#### コ 発生材

金属類は、監督官の指示する場所（府中基地内）に運搬し、種類ごとに集積する。ま

関係者以外不許複製

た、その他のものについては、関係法令の定めるところにより、請負者の責任において適切に処分する。

なお、産業廃棄物を処分する場合は、最終処分までに生じた産業廃棄物管理票（電子マニフェストを含む。）の写しを提出するものとする。

#### サ 写真管理及び写真撮影要領

写真管理及び役務写真撮影要領は「営繕工事写真撮影要領」によるものとし、(ア)から(カ)の事項に注意する。

(ア) 役務写真は、原則デジタルカメラ写真（カラー）とし、写真帳に種目又は分類ごとに整理のうえ提出するものとする。

(イ) 材料検査は、監督官立会いのもと黒板（白板）に品名、規格数量等の必要事項を記載し、記載内容が明確に確認できるよう撮影する（記載内容は、写真帳及び材料搬入報告書と整合させる。）。

(ウ) 履行写真は、黒板（白板）に役務内容、撮影部位及び日付け等の必要事項を記載し、記載内容が明確に確認できるよう撮影する（記載内容は、写真帳と整合させる。）。

(エ) 履行前、履行中及び履行後を、それぞれ定位、定点及び同一方向から撮影する。

(オ) 履行後に隠ぺいとなる部分は、監督官立会いのもと撮影する。

(カ) 役務写真の編集を行ってはならない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成29年3月1日 国営整第211号）に基づく小黒板情報の電子的記入はこれにあたらぬ。

#### シ 補償

履行にあたっては、建物、工作物及びその他に損害を与えないための必要な措置を講じるものとする。万一、損害を与えた場合は、請負者の責任により速やかに履行期限内に復旧させるものとする。

#### ス 設計図書等の管理

(ア) 設計図書及び写真等を、本役務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。

(イ) 請負者は、発注者から貸与された図面等を、役務完了後すべて監督官へ返納するものとする。

#### セ 完了検査

(ア) 請負者は、役務完了の際は、役務完了検査願を監督官に提出するものとする。

(イ) 請負者は、原則として監督官及び現場代理人立会いのもと、完了した役務目的物について、契約書、仕様書等及びその他関係書類と照合し、合否の判定を受けるものとする。

(ウ) 請負者は、完了検査に際し、手直しが生じた場合、速やかに手直しを行い検査官の再検査を受けるものとする。

#### ソ 提出書類

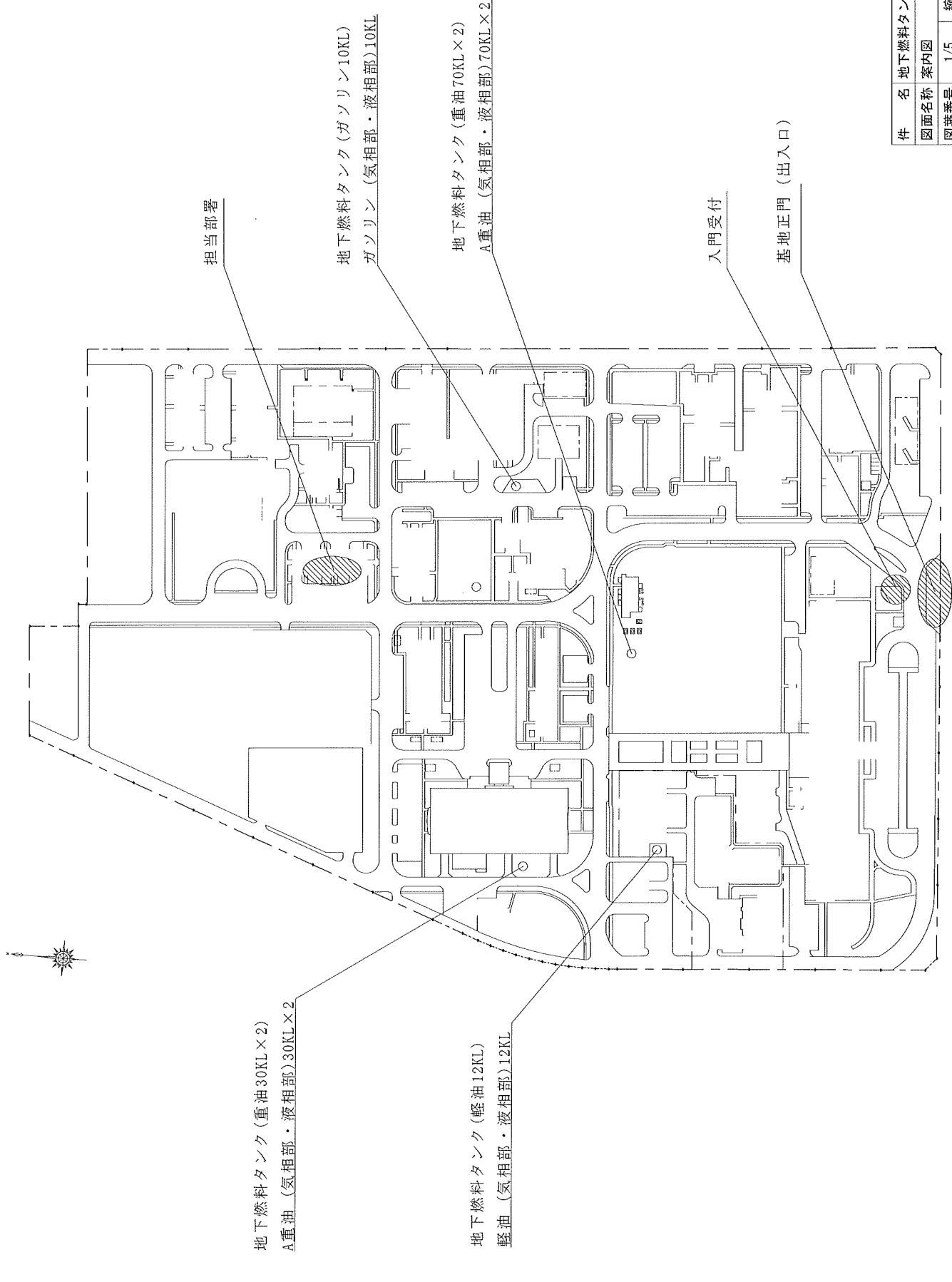
請負者は、下表のとおり書類を作成し、遅滞なく監督官へ提出するものとする。

書類名称	提出期限	部数	備考
現場代理人等通知書	契約後速やかに	1	定型様式
工程表	〃	1	任意様式
材料搬入計画書	必要な場合	1	定型様式
発生材報告書	〃	1	〃
完了通知書及び検査願	監督官の指示による	1	〃
試験成績書	必要な場合	1	任意様式
写真帳	作成後速やかに	1	〃
承認図	必要な場合	1	〃
打合せ簿	〃	1	定型様式
産業廃棄物管理票（写し）	〃	1	コ 発生材による

#### 6 特記事項

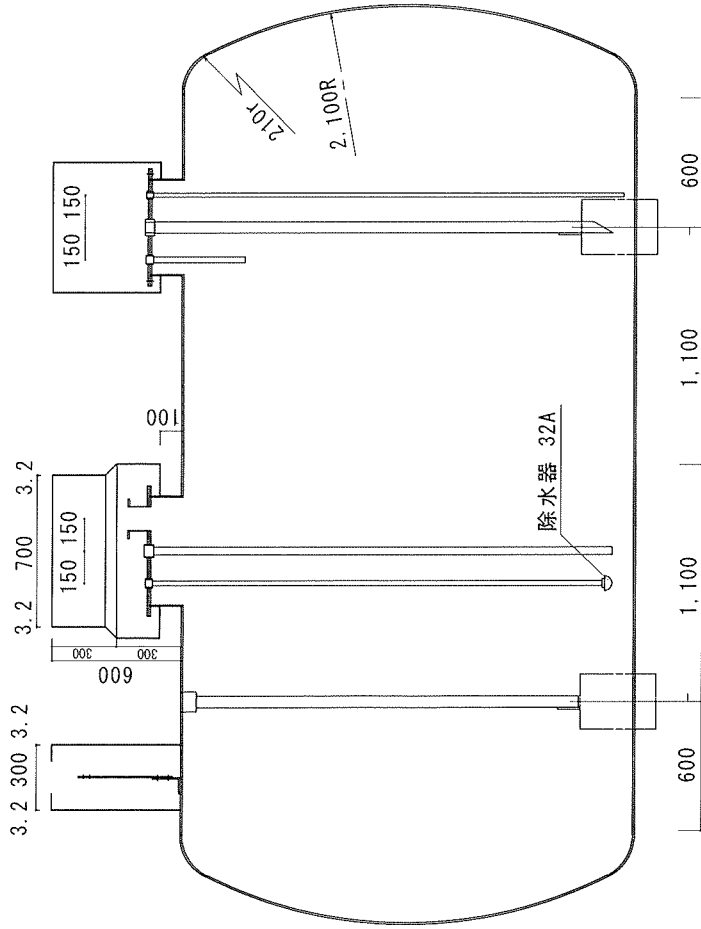
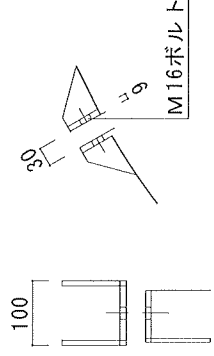
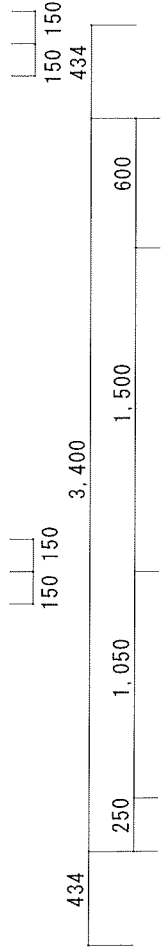
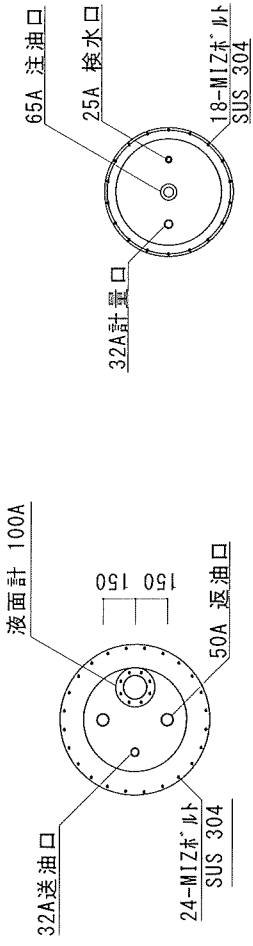
- (1) 消防法第14条の3の2に基づく法令点検を実施する。
- (2) 細部実施要領は、消防危第33号（平成16年3月18日）及び消防危第66号（平成19年3月28日）に従い、実施するものとする。
- (3) 点検方法は、監督官と協議して履行前までに決定するものとし、各タンク詳細については別図第1から別図第5によるものとする。
- (4) 地下タンク等定期点検実施結果報告書については、各2部提出するものとする。

別図第 1



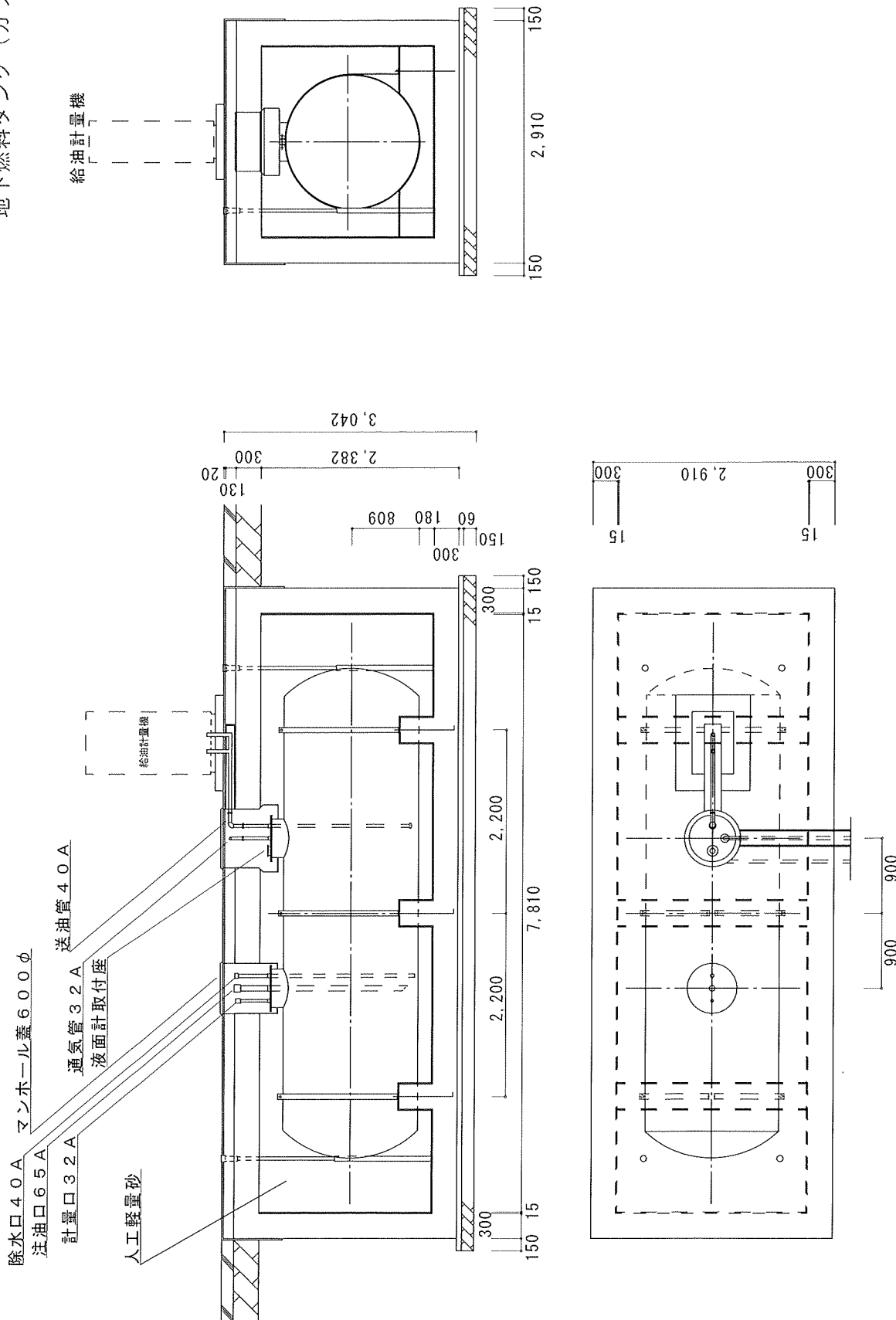
件名	地下燃料タンク漏洩点検		
図面名称	案内図		
図業番号	1/5	縮尺	
航空自衛隊府中基地			

地下燃料タンク（軽油12KL）



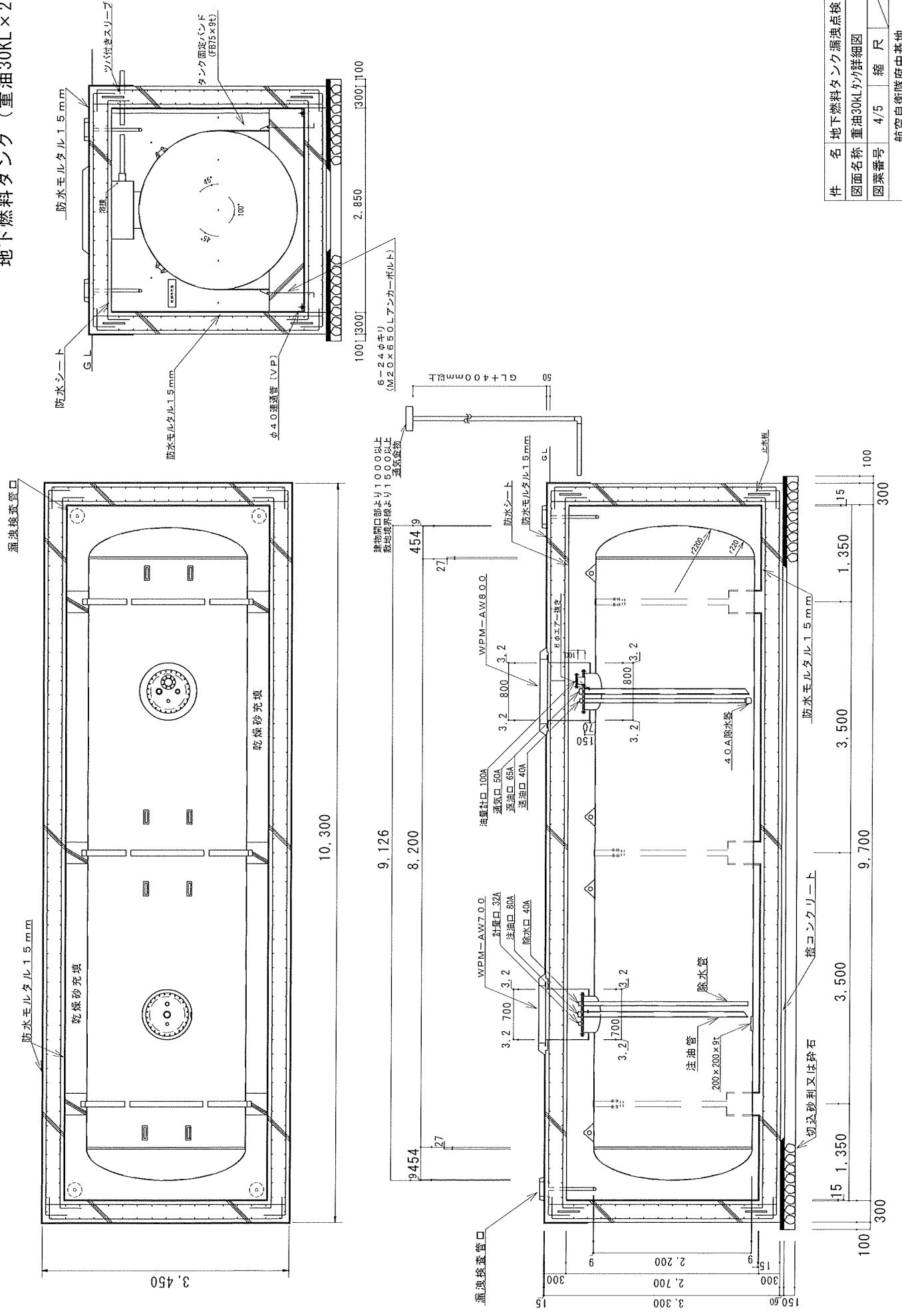
件名	地下燃料タンク漏洩点検
図面名称	軽油12KL詳細図
図案番号	2/5
縮尺	
航空自衛隊府中基地	

地下燃料タンク (ガソリン10KL)



件名	地下燃料タンク漏洩点検		
図面名称	ガソリン10KLタンク詳細図		
図葉番号	3/5	縮尺	
航空自衛隊府中基地			

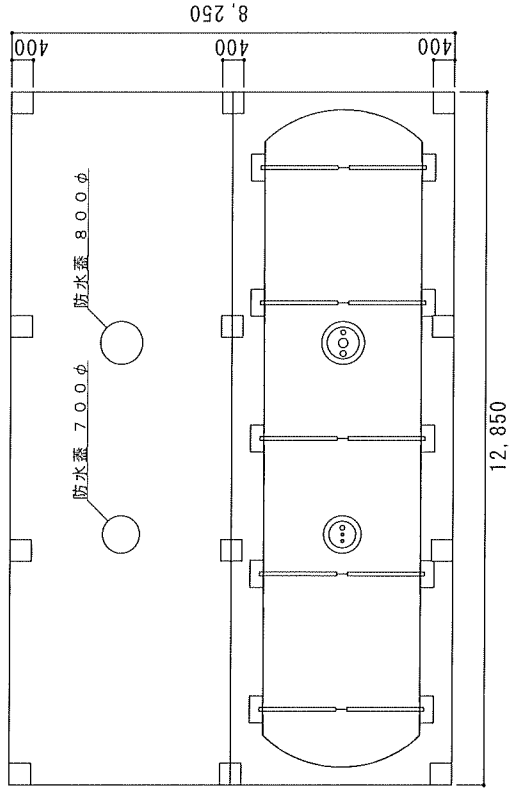
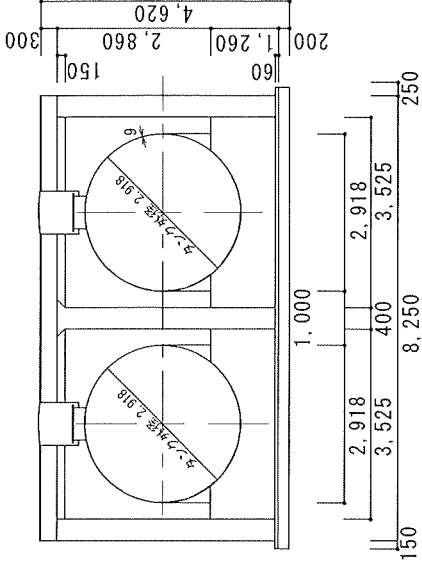
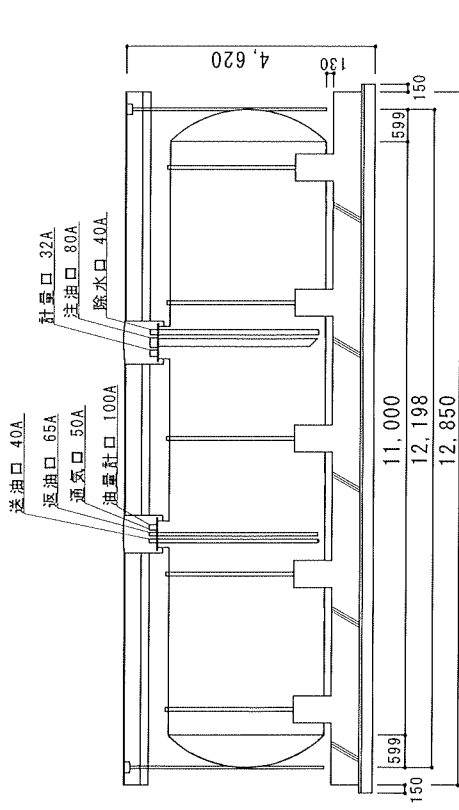
地下燃料タンク（重油30KL×2）



件名	地下燃料タンク漏洩点検
図面名称	重油30KLタンク詳細図
図葉番号	4/5
縮尺	
航空自衛隊府中基地	



地下燃料タンク(重油70KL×2)



件名	地下燃料タンク漏洩点検		
図面名称	重油70KLタンク詳細図		
図葉番号	5/5	縮尺	
航空自衛隊府中基地			